当院は〔医科点数表第２章第 10 部手術の通則の５及び６に掲げる手術〕について、中国四国厚生局長に届け出ています。

・　区分１に分類される手術

手術の件数

エ	肺悪性腫瘍手術等	０

・　区分２に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	０
エ	尿道形成手術等	０
オ	角膜移植等	０
カ	肝切除術等	０
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	０

・　区分３に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	０
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	０
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	０
エ	母指化手術等	０
オ	内反足手術等	０
カ	食道切除再建術等	０

・　区分４に分類される手術

手術の件数

	腹腔鏡下結腸切除術	０
	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	２
	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	０
	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	３
	腹腔鏡下胆嚢摘出術	６
	腹腔鏡下虫垂切除術	３
	腹腔鏡下人工肛門造設術	１

・　その他に区分される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	２２

手術の件数は令和７年１月から 12 月までのものです。